

## 市の加算制度 Q & Aについて（随時更新）

No	分類	質問	回答	更新年月
1	制度	この制度の目的は何か。	介護者が急病等になった際に緊急対応を行う事業所の支援体制の整備を図るためです。	R6.1
2	制度	加算はどのサービスが対象となるか。	当市では、居宅介護、短期入所、日中一時支援が対象となります。	R6.1
3	制度	どのような方が対象者となるか。	障がい者手帳や自立支援医療などを受給している方が対象です。	R6.1
4	制度	資料に「原則、緊急事態が発生した当日に限る。」と記載があるが、緊急事態が発生した翌日から支援開始した場合は請求対象となるか。	原則、緊急事態が発生した翌日の場合は対象外です。しかし、緊急事態の発生が夜間帯であり、緊急事態の発生から支援開始するまでの時間帯が短時間であった場合は請求の対象になる可能性がありますので、市に御相談ください。 休日・夜間の場合は市代表番号（046-255-1111）に連絡をお願いします。	R6.1
5	制度	緊急事態が発生した場合は座間市に連絡をするとあるが、休日・夜間帯等で市役所が閉庁している場合はどうすればよいか。	市役所が閉庁している場合は市役所代表番号（046-255-1111）に連絡をお願いします。警備員が電話を受け、障がい福祉課の職員に連絡をします。	R6.1
6	制度	緊急時の対応をした後に市に報告した場合、請求はできるか。	事後の場合は、請求できません。必ず、事前に御相談をお願いします。	R6.1
7	登録	「緊急時の受け入れおよび対応」の機能に登録していませんが、緊急時の対応をした場合は請求できますか。	請求は登録事業者のみ可能です。登録されていない場合は請求できませんので、登録手続きをお願いします。また、他市で地域生活支援拠点等を担う届出をした場合でも、当市での手続が必要になります。	R6.1

8	登録	「緊急時の受け入れおよび対応」の機能として、登録した場合に、緊急時の連絡を受けた際は必ず対応しなければいけないのでしょうか。	必須ではありません。その時の人員体制など受入ができない場合も想定されます。しかし、なるべく受入ができるよう御配慮をお願いします。	R6.1
9	登録	他市事業者が緊急時の対応をした場合は、対象になりますか。	他市で地域生活支援拠点等を担う事業者の届出をした場合でも、市単独加算は座間市地域生活支援拠点等の登録の手続きをしていただく必要があります。	R6.1
10	登録	事業者が地域生活支援拠点等に登録した場合の義務付けはありますか。	義務付けはありません。当市では地域生活支援拠点等の体制づくりに御協力をいただく事業者に登録をお願いしています。他市事業者も同様です。 また、市ホームページに登録事業者様の名称や住所、電話番号、事業の種類を公表させていただきます。	R6.1
11	利用者負担額	市単独加算の請求について、利用者負担額はかかるのですか。	市単独加算に関する利用者負担額はかかりません。短期入所等の報酬と併せて請求する制度であるため、その報酬部分の利用者負担額が発生する場合があります。	R6.1
12	短期入所	短期入所で緊急時の対応をした際は、いくら請求可能ですか。	1泊あたり5万円です。別に国の制度等に基づく報酬や加算も請求可能です。	R6.1
13	短期入所	短期入所は3泊まで請求可能となっていますが、2泊目から違う事業所で対応した場合は対象になりますか。	対象外です。1泊目から同事業所であった場合のみ3泊目まで請求できます。	R6.1
14	短期入所 (派遣)	日中活動事業所の派遣制度について、教えてください。	短期入所事業所が人員不足や慣れない利用者様の対応をする際に、利用者様の支援に慣れている事業所が短期入所事業所に派遣して、対応できるよう創設しました。	R6.1

15	短期入所 (派遣)	日中活動事業所が短期入所事業所先に派遣した場合の請求の流れを教えてください。	市から短期入所事業所に1泊あたり5万円の支払いをします。日中活動事業所は、短期入所事業所から受取をお願いします。金額は上限3万円で1時間あたり2,000円、短期入所事業所まで送迎した場合は1,000円の請求が可能です。	R6.1
16	短期入所 (派遣)	日中活動事業所の派遣制度は受けなくてもよいのですか。その場合の請求はどうなりますか。	短期入所事業所の支援体制が十分可能な場合は、日中活動事業所の派遣制度を受ける必要はございません。原則、短期入所事業所の求めに応じた派遣の要請をお願いします。	R6.1
17	短期入所 (派遣)	短期入所への派遣が可能な日中活動事業所の範囲を教えてください。	生活介護、就労継続支援、就労移行支援、自立訓練等の障害福祉サービス、地域活動支援センターや日中一時支援などです。その他該当になりそうな事業所がある場合は市に御相談ください。	R6.1
18	短期入所 (派遣)	短期入所へ派遣する日中活動事業所は、地域生活支援等の登録は必要ですか。	登録はなくても短期入所事業所に報酬を請求できます。しかし、地域生活支援拠点等の趣旨に御協力いただけるようであれば、ぜひ登録をお願いします。	R6.1
19	居宅介護	居宅介護は72時間まで可能となっていますが、途中から異なる事業所に対応した場合は請求できますか。	できます。72時間の範囲内であれば、異なる事業所であっても請求は可能です。	R6.1
20	居宅介護	居宅介護は身体介護や家事援助、通院等介助など、いずれの場合も加算の請求金額は変わりませんか。	いずれでもあっても30分あたり1,250円です。	R6.1
21	日中一時支援	往路と復路で送迎した場合は、加算の請求額はどうなりますか。	送迎は1回あたり200円になるので、往復の場合は400円の請求が可能です。	R6.1
22	日中一時支援	日中一時支援は何時間までですか。	単独型の場合は、制限を設けていませんが、長時間になる場合は市に相談してください。 併設型の場合は8時間までです。	R6.1